

# ゴーン容疑者の逃亡に関する仏対応振り等

2020年1月  
欧州局西欧課

## フランス政府による発表・内話①

### ◆仏外務副報道官発表(2019年12月31日)

- フランス関係当局は、ゴーン氏のレバノン到着を報道により承知した。同氏は日本で法的手続きの対象となっており、日本からの出国を禁じられていた。
- フランス関係当局は、同氏の日本出国について承知していなかったとともに、その出国の状況についてもなんら承知していない。
- ゴーン氏は日本で逮捕されて以来、仏国民として領事保護を享受していた。同氏の状況について、一定の法の原則の実施とともに、在京フランス大が常時注意深くフォローしていた。フランス関係当局のハイレベルの要請により、在京フランス大使はゴーン氏とその弁護団と定期的に接触していた。

### ◆カステネール仏内相コメント(2019年12月31日)

- 内相としての役割は、国内情勢に集中することであり、日本の司法に関する事態や、司法に関するレバノンと日本の間に存する各種協定に関するものでは必ずしもない。他方、私が承知していることは、その国籍に関わらず、何人も法の適切な適用から逃れるべきではないということである。



## フランス政府による発表・内話②

### ◆ パニエ＝リュナシェ経済・財務大臣付担当長官発言(ラジオ)(2020年1月2日)

- プレスによって(ゴーン氏の逃亡を)知った。私(長官)自身も、携帯に入った速報で知り、全く唖然とした。ゴーン氏は、法治国家の司法から逃げた人間である。司法が不確実な国でその思想によって訴追されていた人間ではない。ゴーン氏は、日本という法治国家におり、比較的明確な事案に立脚して起訴されていた。よって、ゴーン氏は法を逃れたのである。
- 何人も、いかなるフランス市民も、法の上位に位置しない。
- (日本とレバノンの間とは異なり、レバノンと仏の間には犯罪人引き渡し条約が存在するが、仏は、ゴーン氏が日本に引き渡されるように協力するのかとの問い合わせに対し、)引き渡し条約は、引き渡し要求をするのがフランス政府でなければ適用できない。(仏政府はそのような要求をしないのか、と問われ)そのような要求はしない。なぜなら仏においては係争中の事案が存在しないからである。ゴーン氏が非難されている要素は、仏ではなく日本に関連するものである。仏政府はゴーン氏に対して報酬を引き下げるよう2回要請しており、ゴーン氏はその点において積極的であったことを想起したい。仏においてゴーン氏をとがめる根拠はない。
- (ゴーン氏は自らの命を救おうとしたのではないかとの問い合わせに対し、)そうではない。居住指定は心地よい状況ではないし、近親や友人に会えないのは嫌なことかもしれないが、ゴーン氏は生命の危機にはなかった。そうであったなら、フランス政府は介入しただろう。フランス政府は全ての市民に対して領事支援を行う。ゴーン氏に対しても、薬の問題があった際や、健康を少し害したため拘留の条件を向上することが望ましいと日本の機関に説明したりした際に同様の支援を行ってきた。
- (フランス政府はゴーン氏が日本で裁かれることを望むのかとの問い合わせに対し)ゴーン氏がフランスに來たとしたら、我々は、決してゴーン氏を引き渡さない(犯罪人引渡しをしない)だろう。なぜならフランスは決して自国民を引き渡さないからである。このルールは、ゴーン氏に限らず、全ての市民に適用される。だからといってゴーン氏が日本の司法から逃れてよいとは考えない。単に、これは全ての者に対して同様の権利であり、フランス国籍はフランス国民を保護する。